第2の国内周波数分配の脚注J113を次のように改める。

J113　（未使用）

第2の国内周波数分配の脚注J119中「受託内外放送」を「内外放送」に改め、同中J176「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百四十一号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更し、平成二十三年六月三十日から施行するものとしたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

題名を次のように改める。

基幹放送用周波数使用計画

第1の1中「放送普及基本計画」を「基幹放送普及計画」に改め、同1②及び③中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第1の2⑴中「各放送局」を「各基幹放送局」に改め、同2⑴イ中「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成15年総務省令第26号）」を「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）」に改め、同2⑴ウ㈠中「地上系による放送」を「地上基幹放送」に改め、同ウ㈡中「衛星系による放送」を「衛星基幹放送」に改め、同㈢の表を次のように改める。

チャンネル番号	中央の周波数（GHz）
5	11.80420
7	11.84256
11	11.91928

第1の2⑴ホ㈡を削り、同ホ㈢中「受託国内放送」を「衛星基幹放送（注1）」に改め、同㈢を同ホ㈡とし、同ホ及びヘを削り、同ト㈡を同ホ㈡とし、同2⑵中「放送」を「基幹放送（注1）」に改め、同2⑶中「各放送局」を「各基幹放送局（注2）」に改め、同3中「13」を「12」に、「第11」を「第9」に改め、同4中「14(3)」を「13(3)」に、「放送局」を「基幹放送局」に、「第6」を「第5」に改め、同5及び6⑸中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同7中「放送」を「基幹放送」に改め、同8中「放送局」を「基幹放送局」に、「放送普及基本計画」を「基幹放送普及計画」に改め、同9中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同10中「受託内外放送」を「内外放送」に、「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第1の12を削り、同13中「放送局」を「基幹放送局」に、「の放送」を「の基幹放送」に改め、同13を第1の12とし、同14中「放送用」を「基幹放送用」に改め、同14⑵中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送（地上系）」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同14⑶中「放送局」を「基幹放送局」に、「再送信する」を「再放送する」に改め、同14⑷中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同14⑸イ中「放送局の開設の根本的基準」を「基幹放送局の開設の根本的基準」に、「他の放送局」を「他の基幹放送局」に改め、同14⑹中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同14を第1の13とする。

第2中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同2中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園以外の基幹放送事業者をいう。以下同じ。）」に改める。

第3中「放送局」を「基幹放送局」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第4中「放送局」を「基幹放送局」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第5を削る。

第6中「行う放送局」を「行う基幹放送局」に改め、同1⑵（注1）及び⑶（注1）中「放送局」を「基幹放送局」に、「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改め、同3中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、第6を第5とする。

第7中「放送局に」を「基幹放送局に」に改め、同1⑴から⑶までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同2㈠中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同3中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に、同3⑴㈠及び⑵（注1）中「放送局」を「基幹放送局」に改め、第7を第6とする。

第8中「受託国内放送」を「衛星基幹放送」に、「標準テレビジョン放送等のデジタル放送に関する送信の標準方式」を「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、第8を第7とする。

第9中「受託国内放送」を「衛星基幹放送」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、第9を第8とする。

第10を削る。

第11中「受託国内放送」を「衛星基幹放送」に、「放送局」を「基幹放送局」に、「（注1）（注2）」を「（注1）（注2）（注3）」に改め、第11を第9とする。

（注3）　この周波数の使用は、故障等により人工衛星N－SAT－110による基幹放送局による運用が困難な場合とする。

○総務省告示第二百四十二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十一条第四項の規定に基づき、放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更し、平成二十三年六月三十日から施行するものとしたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

題名を次のように改める。

基幹放送普及計画

第1　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

第1の1から3まで以外の部分中「我が国の放送」を「我が国の基幹放送」に、「放送を行う一般放送事業者」を「基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）」に、「放送が」を「基幹放送が」に、「放送に」を「基幹放送に」に、「及び一般放送事業者」を「及び民間基幹放送事業者」に、「おける放送」を「おける基幹放送」に、「放送の計画的」を「基幹放送の計画的」に改め、「、放送局の置局に関し」を削る。

第1の1を次のように改める。

1　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

⑴　国内放送の普及

ア　地上基幹放送

地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。

⑺　中波放送

協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については、1系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域においてあまねく受信できること。